

# 「プラム蒲田」 ご利用案内

(従前居住者用賃貸住宅)



大田区の不燃化まちづくり事業にご協力いただく方が  
ご利用可能な賃貸住宅です。

※ご利用には条件があります。詳細はお問合せください。



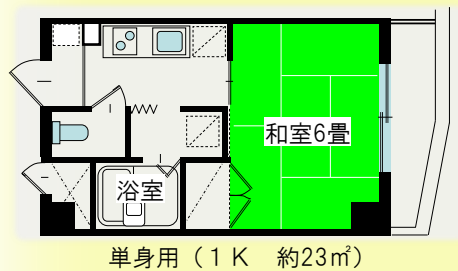
大田区



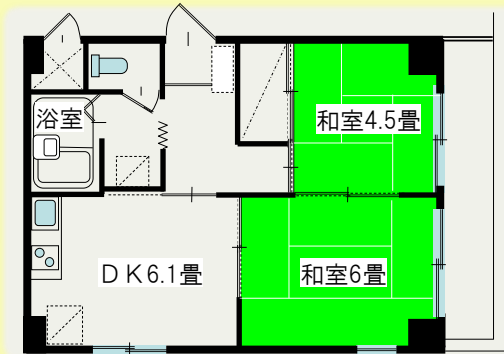
# 1 施設の概要

- 名称 プラム蒲田  
住所 大田区蒲田二丁目14番4号  
構造 鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階  
建築 平成6年6月  
駐車場 なし（自転車置場はご利用いただけます。）  
収納 地下1階トランクルームのロッカー（約90×90×90cm）をご利用いただけます。  
（単身用：1台 世帯用：2台） ※ ご利用の際は南京錠等をご用意ください。  
部屋の概要 単身用（1K 約23㎡）10戸  
世帯用（2DK 約40㎡）5戸、（2DK 約45㎡）2戸

間取り（例）



単身用（1K 約23㎡）



世帯用（2DK 約40㎡）

トランクルーム



# 2 入居要件（世帯）

以下の1～4すべてを満たす方（世帯）が対象です。

- 1 住宅市街地整備事業（羽田地区）、都市防災不燃化促進事業、不燃化特区制度の事業に伴い転居（建替えに伴う仮転居含む）する方（世帯）であること。
  - 2 転居先の住宅に困窮する建物所有者又は賃貸住宅の借主。
  - 3 1の事業地区内に現在まで2年以上継続して住んでいた方。
  - 4 世帯の収入が月額25万9,000円（入居基準上限額）以下であること。
- ※ ペット等動物を連れてのご入居はできません。  
※ 空室状況によってはご利用いただけない場合があります。

# 3 使用料等

## 1 住宅の使用料

- (1) 単身用（1K 約23㎡）：4万円程度（R6）（近傍家賃に応じ変動あり）
- (2) 世帯用（2DK 約40㎡、約45㎡）：8万円程度（R6）（近傍家賃に応じ変動あり）  
（世帯の収入が入居基準上限額の50%未満の場合、さらに使用料を割引きます）

※ 毎月発行される納入通知書により、当月末日までに納付しています。

※ ご入居開始月、終了月の住宅使用料は日数に応じ算定します。（共益費は1か月分）

## 2 共益費 月額 3,500円（全室共通）

## 3 保証金 住宅使用料の2ヶ月分

## 4 その他光熱水費等 ご入居者自身でご契約し、ご負担ください。

## 4 入居期間

本入居（除却により住宅に困窮する所有者）： プラム蒲田の設置終了期間まで

仮入居（建替えをする住宅の所有者または立退きをする借主）： 住宅の建替えに要する期間  
（賃貸住宅の借主は、2年を限度）

※ 入居期間終了前に使用名義人が退去する場合、原則、同居者も退去し住宅を返還していただきますのでご了承ください。

## 5 ご入居前にご用意いただく書類

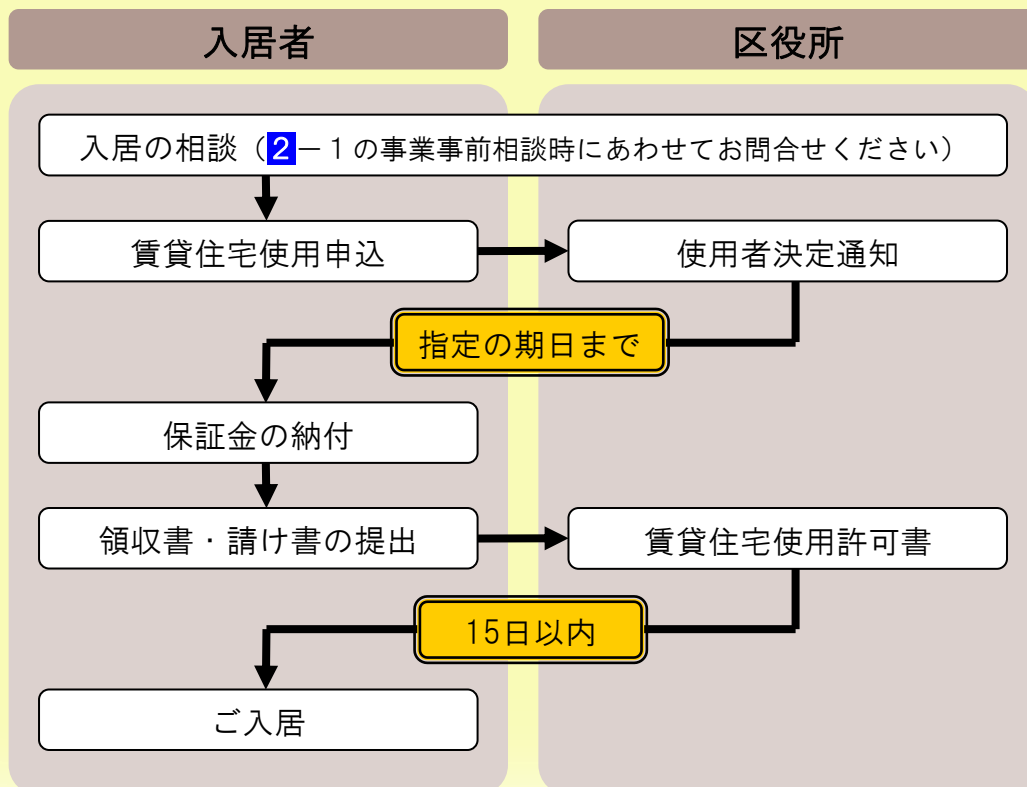
### 1 賃貸住宅使用申込時

- (1) 賃貸住宅使用申込書（第1号様式）
- (2) 住民票の写し（コピー不可、3カ月以内の発行）
- (3) 収入を証明する書類（直近の課税証明書または非課税証明書）
- (4) 同意書（賃貸住宅使用について）（第2号様式）
- (5) 住宅の建て替えを証する書類（建替えの場合）
- (6) 建替え前の賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（必要に応じて）
- (7) 障害者のいる世帯又はひとり親世帯はそのことを証する書類（必要に応じて）
- (8) その他区長が必要と認める書類（必要に応じて）

### 2 保証金納付後

- (1) 領収書（保証金納付時発行されるもの）の写し
- (2) 請け書（賃貸住宅使用及び連帯保証について）（第6号様式）

## 6 ご入居までの手続き



## 7 ご注意

- ◆ 入居時に連帯保証人（関東近県在住者に限る）が必要です。
  - ※ 連帯保証人の方は、区が定める近傍同種家賃の6か月分相当額（極度額）を限度に費用をご負担いただく場合があります。
  - ※ 連帯保証人の代わりに区が指定する連帯保証会社を利用できます（連帯保証会社による審査有）。
- ◆ 毎年6月に、収入に関する報告をしていただきます。収入に応じ、住宅使用料が変更することがあります。なお、収入が入居基準上限額を超えた場合、入居期間終了前に退去していただくことがあります。

## 案内図



京急梅屋敷駅から	徒歩 約6分
京急蒲田駅から	徒歩 約8分
JR蒲田駅から	徒歩 約15分

プラム蒲田に関するお問合せは

大田区まちづくり推進部 防災まちづくり課 市街地整備担当

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話 5744-1338 FAX 5744-1526